

社会福祉法人顕陽会

役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 顕陽会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会委員
- (4) その他理事長が特に必要と認めた者

(報酬)

第3条 社会福祉法人顕陽会定款第8条及び第22条に定めるとおり、前条の役員等に対する報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、理事会、評議員会、各種委員会等に出席した場合に支給するものとし、その額は別表1のとおりとする。

(旅費)

第5条 役員等が職務の為に出張した場合の旅費については、本会職員旅費規程に準じて支給する。

(補足)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要ある時は、本会理事長が別に定める。

付 則

この規定は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成29年6月6日から施行する。

別表1

役 職 名	費用弁償額	交 通 費
理事・監事・評議員	2,000 円	職員旅費規程に定める額を適用
各種委員会委員	2,000 円	職員旅費規程に定める額を適用